

組合員・被扶養者の皆さまへ

# マイナンバー(個人番号)の利用が開始されました!

平成28年1月から番号制度が始まり、平成29年1からは共済業務の各種申請書や届出書等においても、原則としてマイナンバー記入欄が設けられます。「公立学校共済組合員等の個人番号の収集に関する取扱い」(平成28年11月18日付28公立東京給第1461号)を参照してください。

## マイナンバー記入欄が設けられる様式



- 一般組合員資格取得届
- 被扶養者申告書(認定) ほか

様式の改正や手続の変更については、別途所属所へ通知します。



平成29年7月から

## 地方公共団体等との情報連携が 開始されます

マイナンバーは、社会保障や税など各分野で管理している個人情報と正確かつスムーズに確認するためのものです。情報連携が開始されると、共済組合の業務においても添付書類の提出を省略できるなど、手続が簡略化される予定です。(住民票や非課税証明書等の書類が省略できるようになると見込まれています。)当共済組合での手続について、情報が分かり次第、順次お知らせしていきます。

## マイナンバーの収集について

かがやき秋号(2016年No.542)P16でお知らせしましたが、平成28年12月31日までに資格を取得している組合員及び被扶養者について、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)からマイナンバーを収集する手続を進めています。

基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を基に収集しますが、住所が合致しない等の理由により、マイナンバーが収集できない場合があります。収集できなかった組合員及び被扶養者につきましては、改めて組合員ご本人に対してマイナンバー収集のお願いをしますので、ご協力よろしくお願いたします。

番号制度に関しては、社会保障・税番号制度(内閣官房)のホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎ 03-5320-6826